

外交・安全保障調査研究事業費補助金（調査研究事業）
補助事業実績報告書

1. 基本情報				
事業分野	D			
事業の名称	新段階の日本の海洋戦略－「開かれ安定した海洋」に向けて－			
	※下記の期間から1つを選択し「○」を記入 <input type="checkbox"/> 1年間（平成 年度） <input type="checkbox"/> 2年間（平成 年度～平成 年度）（うち 年目） <input type="radio"/> 3年間（平成 29 年度～令和元年度）（うち 3 年目）			
責任機関	組織名	公益財団法人日本国際フォーラム		
	代表者氏名	伊藤 憲一	役職名	会長
	本部所在地	〒107-0052 東京都港区赤坂 2-17-12-1301		
	法人番号	6010405009456		
①事業代表者	フリガナ	イトウ ツヨシ		
	氏名	伊藤 剛		
	所属部署	明治大学政治経済学部	役職名	教授
	所在地	〒101-8301 東京都千代田区神田駿河台 1 丁目 1		
②事務連絡担当者	フリガナ	キクチ ヨナ		
	氏名	菊池 誉名		
	所属部署	日本国際フォーラム	役職名	理事・主任研究員
	所在地	〒107-0052 東京都港区赤坂 2-17-12 チュリス赤坂 1301		

事業総括、グループリーダー、研究担当、渉外担当等の別	氏名	所属機関・部局・職	役割分担
【研究チーム】			
主査	伊藤 剛	明治大学教授	研究の総括
メンバー	佐藤 考一	桜美林大学教授	ASEAN 政治安全保障の調査研究
メンバー	畠山 京子	関西外国語大学准教授	国際安全保障レジームの調査研究
メンバー	都留 康子	上智大学教授	海洋レジーム、国際法の調査研究
メンバー	山田 吉彦	東海大学教授	海洋問題全般の調査・研究
メンバー	渡辺 紫乃	上智大学准教授	中国政治・外交・軍事の調査研究
【事務局】			
事業統括者	渡辺 繭	日本国際フォーラム副理事長	事業を総理する
事業担当者	菊池 誉名	同主任研究員	事業の推進を担当する
運営委員	矢野 卓也	同研究センター長	事業の調査研究を管理する
運営委員	伊藤 将憲	同事務局長	事業の会計を管理する
運営委員	高畑 洋平	同主任研究員	事業の広報を管理する
運営委員	武田 悠基	同研究員	事業の総務を管理する
運営委員	大矢 実	同研究員	同上

2. 事業の背景・目的・意義

【事業の背景】

力ではなく、法とルールが支配する海洋秩序に支えられた「開かれ安定した海洋」は、国際社会全体の平和と繁栄には不可欠であり、これを維持・発展させていくことが肝要である。とくに、四方を海に囲まれ、かつ天然資源の乏しい日本にとっては、航行の自由や公正な資源の確保など安定した海洋秩序が確保されることは、その政経両面における安全保障上、死活的に重要である。それゆえ日本は、これまで一貫して、海洋秩序の安定の重要性を強調してきた（2014年のシャングリラ・ダイアログでの安倍晋三首相による「『海における法の支配』三原則」提唱など）。しかしながら、近年、国際社会、特にアジア地域においては、海洋をめぐる国家間の摩擦や緊張が高まっている。その最たる事例は、南シナ海における沿岸国間での海洋をめぐる紛争である。中国による大規模かつ急速な埋立てや拠点構築などの行動は、「力」による一方的な現状変更であるとして、紛争当事国をはじめ多くの諸国の懸念を高めているが、それに対し、中国はいわゆる「九段線」の正当性を主張しており、その行動を抑制する気配はない。

このような状況に対し、たとえば紛争当事国であるフィリピンは、「九段線」の無効性を訴えるべく、国際司法に仲裁を求めるかたちで事態の打開を試みた。その結果、2016年7月12日、国際常設仲裁裁判所（PCA）は「中国の主張する『九段線』は国際法上無効である」として、フィリピン側の主張をほぼ認める裁定を下した。しかしその裁定にもかかわらず、中国の南シナ海への進出は着実に進行しており、さらに東シナ海、インド洋、そしてインドネシア東方のポリネシア・メラネシア地域付近への海洋進出も活発化しているありさまである。このように、国際法・海洋法に基づく海洋問題解決のアプローチは、一定の有効性があるにせよ、やはり大きな限界を露呈したと指摘せざるを得ない。「有効性」とは、中国による「力による現状変更」が国際社会として受け入れがたいことが明らかになった点であり、「限界」とは、国際法・海洋法アプローチでは、中国の行動を実質的に抑止できないことが明らかとなった点である。

さらに、海洋を「国際公共財」として捉え、公共性の論理を重視する際にも、公共性には「利他的使用」と「利己的使用」の二つの側面がある点は看過すべきではないだろう。海洋政策についていえば、たとえば日本は、一方で、南シナ海問題をめぐり、「航行の自由原則」にもとづき「誰しもが海上航路を使用できる」という公共財の「利他的使用」の側面を強調しているが、他方で、調査捕鯨船が南極周辺の公海上で鯨を捕獲することについては「公海上での行為であり、どの国の権利も侵害していない」として、公共財の「利己的使用」の側面を強調している。すなわち公共性は、一国の政策上、その事情如何で一貫性を欠いた解釈ないしは使用がなされる、ということである。すぐれて分権的構造をもつ国際社会において、国際公共財の「使い方」を主権的に司る主体は存在しないわけであり、公共性の論理がそのまま国際秩序形成のインセンティブに直結するわけではない。かつては、米国の国際公共財の維持管理に積極的であったが、米国内向志向となった現在、公共性の論理はますます混迷をきたしつつある。

このように、領土海洋問題、とくにアジアにおける領土海洋問題の「解決」にあたっては、国際法・海洋法に基づくアプローチも、「公共性」を強調するアプローチも、ともに大きな理論的かつ現実的な限界に直面しているが、にもかかわらず日本を含む国際社会は、引き続き「開かれ安定した海洋」を求めて、さらに有効なアプローチを模索する必要がある。その手がかりとして、さしあたりアジアと他の地域、とりわけ欧州との「状況差」に着目することは無意味ではないだろう。たとえば、欧州では何らかの紛争が発生した場合、当事国同士が「ひとまずテーブルに着いて対話を行う」との行為が制度的に整備され定着しているが、アジア地域には、そのような制度が存在しないだけでなく、仮にそのような制度が成立したとしても、その制度を有効に機能させるだけの能力を備える国が意外に乏しい。また、広義の「法の支配」や「公共性」への理解が比較的定着している欧州に対し、アジアでは、「法の支配」や「公共性」の尊重がとすれば軽視される風潮がある。したがって、アジアにおける領土海洋問題への適切なアプローチ、すなわち「新段階の海洋戦略」としては、欧州との「状況差」を視野に入れつつ、紛争処理の適切な制度化を目標とした「ハード」「ソフト」両面における環境整備が先決であるといえる。では何が必要か。第一に、海洋問題に関する対話制度の確立である。欧州にできてなぜアジアにはできないのか、といった比較研究を行い、アジアの領土海洋問題の特色を明らかにすることが重要である。またその際には、欧州とは異なる現状を明らかにするものとして、アジアの海洋における主要アクターである中国および米国の海洋戦略を研究することも必須である。第二に、国際法・海洋法を遵守させるためのインセンティブの付与である。そのため、遵守させるために何が必要なのか、そのインセンティブとそれを付与させるための方策を探る必要がある。第三は、仮に国際法遵守の環境が整ったとしても、関係各国がそれを活用する能力がなければ意味がない以上、各国の事情に応じた能力構築支援が必要である。

【事業の目的・意義】

上記のような背景のもと、本事業の目的は、アジアで安定した海洋秩序を定着させるために、日本を含む国際社会が新段階の海洋戦略を構想することを求められているなかで、有事の際にも実施可能な海洋問題をめぐる対話制度の確立、各国への国際法秩序遵守へのインセンティブの付与、そして、それら取組が制度的に定着しうるための各国への能力構築支援などに焦点をあてて、日本としてとるべき海洋政策への新たな戦略的指針を提示することである。その具体的内容および意義は以下のとおりである。

第一は、当フォーラムがこれまでの領土海洋プロジェクトで築き上げてきたアジア太平洋諸国とのシンクタンク・ネットワークを使って、海洋問題に関する対話を有事の際にも実施できる体制・制度を整えることである。当フォーラムは、これまでも「海洋秩序の『非伝統的安全保障化』への試みとその具体的共同施策」（2012年）、「アジア太平洋地域の新たなシンクタンク・ネットワーク形成」（2013年～2014年）、「領土海洋問題と危機管理メカニズムの構築」（2015年～2016年）など、領土海洋問題に関する数々の調査研究事業を継続的に実施し、その過程で、アジア太平洋地域全域にわたり、官民両レベルにおける緊密な連携関係のネットワークを確立してきた。とくに2010年の尖閣列島沖の漁船衝突事件以降、多くのトラックⅠ・Ⅱの日中対話が中止される中で、当フォーラムだけが日中対話を予定通り成功裏に実現できたことは、外務省など政府関係者からも瞠目をもって受け止められ、今でも語り草となっている。

第二は、従来型の領土海洋問題へのアプローチの延長として、海洋における「法の支配」確立のための方策を、改めて探り当てることである。PCA裁定に見られるように、国際法・海洋法は、中国の行為の「違法性」を明るみにするには有効ではあったが、中国の「違法行為」自体を抑止するには至らなかった。とはいえ、当の中国としても、既存の国際法・海洋法秩序をトータルに否定しているわけではなく、むしろ自国の都合に合わせて、その秩序を部分的に軽視ないしは無視している、というのが現状である。そこで、本事業では、地域レベル（この地域には、欧州のように対立する課題をすぐに討議する制度が存在しない）、制度レベル（仮にホットラインがあっても機能しない）、イシューレベル（海賊対策では合意可能だが、漁業・資源では合意不可能である）での海洋をめぐる交渉における同意・非同意の事例を比較分析し、海洋における「法の支配」を定着させるための突破口を見出したい。

第三は、域内各国に対し、国際法秩序遵守へのインセンティブを付与することである。台頭する中国への対応として「ヘッジ」と「関与」の二つのアプローチがありうることは周知のとおりであるが、国際法・海洋法に基づくアプローチはこのうち「ヘッジ」に属する。ただしこのアプローチでは、「棍棒」が細くて力が弱い上に、「棍棒」を振り回す側のインセンティブが弱い点も否めない。したがって、関係各国がこのアプローチに協力することのメリットは何かということを明らかにすることが必要である。そこで、本事業では、国際法・海洋法の「ムチ」としての側面に加えて、「アメ」として日本に何ができるかを政策シミュレーションとして提示したい。もともと、日本政府としても、すでにこの側面の重要性を理解しているふしがあり、例えば安倍首相が提唱する「自由で開かれたインド太平洋戦略」は、アジアからアフリカに至る地域でのインフラ投資の強化を謳うなど、当該地域の秩序形成のインフラ整備とコネクティビティ構築を図っている。ただし、政府レベルであれば、関係国全てを「平等」に扱う必要があるが、本事業のようなトラックⅡの事業では協力が得られる国・地域との関係を優先的に構築・進展させる柔軟さが認められる。言い換えれば、「ムチ」的な国際法・海洋法アプローチは全ての国に同等に適用されないといけませんが、「アメ」は少ない予算で集中的に特定地域に影響を与えることが可能となる。その意味では、政府とは異なるシンクタンクの強靭さを生かす絶好の機会でもあるといえる。

第四は、第一とも関連するが、当フォーラムがこれまでアジア太平洋地域を中心に構築してきた官民ネットワークを駆使して、域内諸国の能力構築支援に具体的に着手することである。日本のODAは、外交政策を展開する際の有効かつ具体的な「手段」たり得るが、無尽蔵な援助はそもそも叶わない。そこで、本事業では、たとえば、当フォーラムが緊密なパイプを有するベトナムおよびインドネシア（特に前者）に対し、両国の海上法執行機関に対する海洋法の指南や中国の海洋進出に対する法の見解の共有化等を図りたい。具体的には、両国外務省に全面協力を働きかけ、有事の際のマニュアル作成、危機管理のためのコミュニケーション手段確立、国際法・海洋法に対応した国内法の整備等を指導し、紛争当事国間での各層の安全保障対話における「ソフト面」を整備する。たとえば、公務員の給与が少ないインドネシアでは、通信機器という「ハード」が整っていても、実際に危機管理実務に携わるだけのインセンティブが働かない。このような制度面での間隙を各般の能力支援政策によって補填することも本事業の目的である。

3. 事業の実施状況（ページ制限なし）

(1) 研究会の開催

本事業では、研究メンバーなどによる「定例研究会合」を、以下のとおり計6回実施した。

▶第1回定例研究会合

●日時、場所：2019年4月19日17時～19時、日本国際フォーラム会議室

●テーマ：「最近の日中関係」について協議

●主要参加者：菊池 誉名 日本国際フォーラム理事・主任研究員
包 霞琴 (BAO Xiaqin) 復旦大学国際関係与公共事務学院教授（報告者）等

●議論／研究内容の概要：

外部有識者として招いた包霞琴 (BAO Xiaqin) 復旦大学国際関係与公共事務学院教授より「最近の日中関係」に関する報告が行われ、その後、出席者全員による意見交換が行われた。その報告の概要は以下のとおり。

安倍総理は、昨年10月の訪中の際の共同記者発表において、「新しい時代の日中協力」という言葉を述べた。中国ではこの発言に大変注目しており、新たな分野も含めて、新しい協力を進展させていく必要がある。特に、第三国市場協力や金融分野の協力において、新しいメカニズムを構築して進めていくべきである。また自動車分野などでは、新技術などが発達していることから、中日が協力して国際社会の新しいルールを設定することも必要であろう。同じく、中日韓 FTA および RCEP の進展に向けて、両国は協力しなければならない。北朝鮮問題、海洋問題、また一帯一路の進展に向けても協力が必要である。

●その他特記事項：

中国の対日外交政策に影響をもつ包霞琴 (BAO Xiaqin) 復旦大学国際関係与公共事務学院教授と、最近の日中関係、また今後の日中協力の可能性などについて率直な協議を行い、アジア地域に関する中国側の動向などを知るうえで貴重な会合となった。また、本件を通じて、復旦大学国際関係与公共事務学院との関係強化がなされたことも重要であった。

●非公開

▶第2回定例研究会合

●日時、場所：2019年6月14日13時～14時30分、日本国際フォーラム会議室

●テーマ：「アジアの発展は持続するのか」について協議

●主要参加者：伊藤 剛 日本国際フォーラム研究主幹・明治大学教授

菊池 誉名 日本国際フォーラム理事・主任研究員

John WEST アジアン・センチュリー・インスティテュート代表（報告者）等

●議論／研究内容の概要：

外部有識者として招いた John WEST アジアン・センチュリー・インスティテュート代表より「アジアの発展は持続するのか」に関する報告が行われ、その後、出席者全員による意見交換が行われた。

●その他特記事項：

アジア経済における著名な研究者である John WEST アジアン・センチュリー・インスティテュート代表より、今後のアジア経済の見通しなどについて聴くことができたことは、アジア各国の海洋政策への影響を検討する上でも有益であった。

●非公開



伊藤主査

▶第3回定例研究会合

●日時、場所：2019年6月25日19時～21時、日本国際フォーラム会議室

●テーマ：外部有識者より「中国は UNCLOS をどうみているか」に関する報告、協議

●主要参加者：伊藤 剛 日本国際フォーラム研究主幹・明治大学教授

佐藤 考一 桜美林大学教授
都留 康子 上智大学教授
畠山 京子 関西外国語大学准教授
山田 吉彦 東海大学教授
渡辺 紫乃 上智大学教授

金永明 (JIN Yongming) 上海社会科学院中国海洋戦略研究センター主任 (報告者) 等

●議論／研究内容の概要：

外部有識者として招いた金永明 (JIN Yongming) 上海社会科学院中国海洋戦略研究センター主任より「中国は UNCLOS をどうみているか」に関する報告が行われ、その後、出席者全員による意見交換が行われた。それらの概要は以下のとおり。

(イ) 金永明 (JIN Yongming) 上海社会科学院中国海洋戦略研究センター主任の報告

中国の海洋法に関して言えば、①UNCLOS の思想的内容に対して、中国政府による領海に関する声明 (1958 年) や領海基線に関する声明 (1996 年) などがある。②海域に関する制度として、領海および接続水域法 (1992 年) や EEZ および大陸棚法 (1998 年)、海域使用管理法 (2001 年) などがある。③海洋の機能に関しては、海洋環境法 (1982 年、その後 3 度修正) や海上交通安全法 (1983 年、現在修正過程)、海洋科学研究管理規定 (1996 年) などがある。④特殊な制度に関しては、海島保護法 (2009 年) がある。⑤紛争解決制度として、EEZ および大陸棚法の 2 条などによって規定されており、UNCLOS の 298 条の除外宣言なども出している。つまり中国は、基本的に UNCLOS に基づいて国際法を制定した。しかし、基線の設定や軍艦の領海内活動の通知など実施に当たって挑戦や課題もある。



金永明氏

UNCLOS の今後の発展の傾向としては、まず UNCLOS の修正のために、立法モデルの変更が行われる必要がある。これまで修正に際し本文の修正で対応していたが、今後は実施協定で行っていくべきである。理由としては、全体の同意がない場合本文を修正できないため、本文修正の方法は困難である。実施協定によって行う方法が合理的で合法的なのかどうか問題があるかもしれないが、条約の第 30 条などを読む限り合法的であろう。第二に、現状条約において航海自由に一定の制限があるため、立法思想的な発展に関して方法の変更が必要であろう。第三に、様々なレベルでの協力が重要であろう。主として関係国家間の協力、全国家間の協力、国家と国際組織との協力などがある。

中国は今後、課題にどのように対処するのか。第一に、憲法に海洋の文字を含めるなどの変更が必要であろう。また基本的な海洋に関する法律の設定で海洋を重視することである。第二に、国外からの批判に対しては、例えば西沙諸島の直線基線のやり直しなどである。第三に、UNCLOS の機能的側面に関する国内法の整備が追いついていないため、その側面での国内法の整備が必要であろう。いずれにしても、管理機構や管理組織の発展や健全化が必要である。今後中国は、「海洋規則の遵奉者から制定者へ」、あるいは「海洋規則の破壊者から守護者へ」などいくつか役割を変更していく必要がある。

(ロ) 出席者からの主なコメントなど

・大きな問題として、航行の自由に制限があるとの主張があったが、海を公共財として考えるか、あるいは自らの利益を主張するのかという議論がある。現在、国際社会は沿岸国の権利を縮小する方向へと進んでおり、中国に対してだけでなく全体としてその方向へと動いている。中国が自分たちの権利は守るが、他国の権利を守らないならば理解されないため、中国も対応の変更が迫られている。資源を協力して守る方向へ向かう必要がある。

●その他特記事項：

本事業は、アジアで安定した海洋秩序を定着させるために、日本としてとるべき海洋政策への新たな戦略的指針を提示することを最終目的に実施しているが、そのためには中国が海洋国際法をどうとらえているのかを理解することが必要不可欠であるといえる。そこで中国において海洋国際法の著名な研究者である金氏より「中国は UNCLOS をどうみているか」をテーマとする報告を受けたことは大変有益であった。なお本会合には、外務省より担当事務官および当該テーマの関連部署の事務官の参加を得ることもできたが、そうした実務家の観点からのコメントも議論を深めるに役立った。

●公開

▶第4回定例研究会合

●日時、場所：2019年9月20日11時～12時、日本国際フォーラム会議室

●テーマ：「米中対立のアジアへの影響」について協議

●主要参加者：菊池 誉名 日本国際フォーラム理事・主任研究員

WANG Ruibin 中国国際問題研究院世界経済発展研究所副研究員

WANG Jiapei 中国国際問題研究院世界経済発展研究所助理研究員等

●議論／研究内容の概要：

外部有識者として招いたWANG Ruibin 中国国際問題研究院世界経済発展研究所副研究員、WANG Jiapei 中国国際問題研究院世界経済発展研究所助理研究員より「米中対立のアジアへの影響」に関する報告が行われ、その後、出席者全員による意見交換が行われた。

●その他特記事項：

中国の外交政策に影響をもつ中国国際問題研究院の研究員より、「米中対立のアジアへの影響」より報告を聞いたことは、今後の中国の海洋政策を検討する上で大変貴重な機会となった。また、本件を通じて、中国国際問題研究院との関係強化がなされたことも重要であった。

●非公開

▶第5回定例研究会合

●日時、場所：2019年12月16日18時～20時、日本国際フォーラム会議室

●テーマ：「日本の海洋安全保障を如何にして構築するか」について協議

●主要参加者：伊藤 剛 日本国際フォーラム理事/研究主幹・明治大学教授

都留 康子 上智大学教授

畠山 京子 関西外国語大学准教授

山田 吉彦 東海大学教授

渡辺 紫乃 上智大学教授等

●議論／研究内容の概要：

参加者全員で、「日本の海洋安全保障を如何にして構築するか」をテーマに議論を行った。その主な発言は以下のとおり。

・海洋環境保護政策と安全保障政策がどれだけリンクさせられているのか、それに対して日本がどのような体制をとっているのか整理する必要がある。具体的には、海洋環境汚染防止（プラゴミなど）といった海洋保護政策と安全保障のリンクなどが考えられる。例えば、尖閣諸島周辺を海洋保護区にすることで世界的な監視が可能となる。また、密漁や出漁海域の拡大問題といった漁業と安全保障との関連なども考える必要がある。

・海洋資源、例えば漁獲をどのように調整するかに関して言えば、公海上は地域漁業機関ができています。最近の漁業条約に関して言えば、排他的経済水域も含めての考え方になっている。ただ、日本と北朝鮮の間の海域に関しては公海ではないこともあり、地域的機関が存在していない。養殖を盛んに行うことなども重要であろう。

・海洋インフラ整備（港湾、海底ケーブル等）に関するデータ整理（どこの国が何をやっているのか等）が必要であり、データ整理を通じて比較が可能となる。また、ある程度各国の債務状況の把握も必要であろう。海洋インフラ整備に関して国際的な情報交換・共有が必要であろう。

・教育および訓練を国際的に共同で行うことも重要である。近年、中国はマレーシア等に大学を創設して多数の海保職員を受け入れる計画がある。このままいけば、中国の影響下で学んだ職員が増えていくことになり、中国寄りの国家が増えていく可能性がある。

●その他特記事項：

参加者全体で「日本の海洋安全保障を如何にして構築するか」に協議を行い、本事業の成果として、海洋安全保障情報に関する各国との情報共有、海洋環境保全、海洋インフラ投資、海洋秩序を巡る規範の醸成などについて、日本の外交としてどのような方策をとることができるのかについてまとめていくことが確認できた。

●公開

▶第6回定例研究会合

●日時、場所：2020年2月17日18時～20時、日本国際フォーラム会議室

●テーマ：「日本の海洋戦略のあり方」について協議

●主要参加者：伊藤 剛 日本国際フォーラム理事/研究主幹・明治大学教授

都留 康子 上智大学教授

畠山 京子 関西外国語大学准教授

山田 吉彦 東海大学教授

渡辺 紫乃 上智大学教授等

●議論／研究内容の概要：

参加者全員で、「日本の海洋のあり方」をテーマに議論を行った。その主な発言は以下のとおり。

・日本の海域には事故が起きやすい海峡・海域がある。そのため、日本の海域を速やかに安全に通過してもらうために、軍艦・民間船問わず監視・管理することが必要である。そのためのルール・法整備を含めた体制整備も必要である。公海上の海洋管理・ガバナンスをどのように行うのか、安全で安心な自由航行の確保のために、軍艦を使わずに日本がどのように貢献可能か考えていく必要がある。環境に関して言えば、マイクロプラスチックのモニタリングについて商船を使って公海上・航路上で実施することも可能であり、データも集積できる。

・一帯一路構想に関して中国が日本に求めているのは融資であり、本質として、中国の中国による中国のためのプロジェクトである。中国の海洋進出に関して、ルールやレジームを作るという意味で、一帯一路構想と自由で開かれたインド太平洋構想との間の対話が必要である。また、国際法に対する考えが異なっていることや、中国の海洋進出に論理的に対応できる体制の整備についても提言する必要がある。中国に関して言えば、どの問題についてどこを相手に対話すべきか難しさがある。海の環境や漁業資源の保護についても考えていく必要がある。

・アジアのハブ拠点となる港湾整備に関して、日本単独ではなく国際的な協力のもと整備することも重要であろう。

・現状、専門分化が進んでいる影響もあり、日本において海洋法全般に詳しい研究者が減っている。国際法や海洋法に関して、各国がどのような認識であるのか把握することが重要である。

・海洋の安全な航行を監視・管理するうえでも、国際機関のキャパビリティも重要になる。海の安全な航行に関わる複数の国家間で情報交換を促すように、橋渡し役を務めることが重要である。海のアセットをどう上手く構築するかが重要であり、関係諸国のためになると同時に自国の利益にもつながる。法解釈に対する共通認識を議論する場が必要である。漁業資源の枯渇や環境問題への対応も含め、既存の制度や仕組みをどのようにして海洋保全に生かせるのか考える必要がある。

●その他特記事項：

参加者全体で「日本の海洋戦略のあり方」に協議を行い、本事業の成果の取りまとめについて、改めてどのように行うのか確認を行った。

●公開

(2)調査出張

本年度においては、計19回の調査出張を実施したところ、そのうち10回分については以下のとおりである。なお、ほかに9回の調査出張の詳細は「4-1. 事業の成果（非公開部分）」に記載のとおりである。

▶第1回調査出張

●日程、出張先国名／都市名：2019年4月11～16日、中国／北京

●訪問先：中国外交学院など

●主な調査・情報収集対象：日中韓三国協力について中国、韓国の専門家を対象に協議を行った。

●主な協議相手とテーマ：

【主な協議相手】KONG Xuanyou 中国外交部副部長、ZHANG Yunling 中国社会科学院国際研究所長、JIANG Ruiping 中国外交学院副院長、LI Xiao 吉林大学教授、ZHUANG Rui 中国対外経済貿易大学教授、XIANG Haoyu 中国国際問題研究所上席客員研究員、PARK Jinbum 韓国KBSプロデューサー、CHOI Young Jong 韓国カトリック大学教授、CHU

Jangmin 韓国環境研究所 (KEI) 元副理事長、LIM Hoyeol 韓国国際経済政策研究所元副理事長、JEON Jaeman 韓国国立外交院中国研究センターシニアアドバイザー、LEE Tai Hwan 世宗研究所名誉研究員、LEE Jong-heon 日中韓三国協力事務局事務局長など

【テーマ】中国の海洋進出に対するベトナムの対応、日本のインド太平洋構想に関する ASEAN の反応、等

●内容、成果の概要：20 周年になる日中韓三国の枠組みについて、今後の協力の可能性などについて意見交換を行った。

●その他特記事項：20 周年を迎えた三国枠組みについて、中国、韓国がそれぞれどのような認識のもとで政策を進めているのかなど、本事業を進める上で大変重要な知見を得ることができた。また、本件調査を通じて、中国、韓国の有識者および主要な研究機関との研究交流がさらに強化されたことも重要な成果といえる。

▶第 2 回調査出張

●日程、出張先国名／都市名：2019 年 5 月 23～28 日、ベトナム／ハノイ

●訪問先：ベトナム社会科学院など

●主な調査・情報収集対象：中国の海洋進出に対するベトナムの対応、日本のインド太平洋構想に関する ASEAN の反応について、ベトナムの有識者を対象に協議を行った。

●主な協議相手とテーマ：

【主な協議相手】ベトナム社会科学院 Linxia Liang、日本研究部長 Phan Cao Nhat Anh、国際交流部長 Nguyen Thanh Ha

【テーマ】中国の海洋進出に対するベトナムの対応、日本のインド太平洋構想に関する ASEAN の反応、等

●内容、成果の概要：中国の海洋進出に対するベトナムの対応、日本のインド太平洋構想に関する ASEAN の反応について、現地有識者とオフレコの意見交換を行った。

●その他特記事項：

ベトナムの安全保障の専門家と、中国の海洋進出に対するベトナムの対応、日本のインド太平洋構想に関する ASEAN の反応、などに関する率直な協議を行うことで、当該テーマに関するベトナムおよび ASEAN の見解を理解することができ、本事業を進める上で大変重要な知見を得ることができた。また、本件調査を通じて、ベトナムの有識者および主要な研究機関との研究交流がさらに強化されたことも重要な成果といえる。

▶第 3 回調査出張

●日程、出張先国名／都市名：2019 年 6 月 23～25 日、中国／北京

●訪問先：アジア情勢にかんする現地の有識者、政府関係者等。

●主な協議相手とテーマ：

【テーマ】最近の日中関係等

●内容、成果の概要：中国の一带一路構想などに関して協議を行った。

▶第 4 回調査出張

●日程、出張先国名／都市名：2019 年 7 月 12～15 日、タイ／バンコク

●訪問先：チュラロンコン大学など

●主な調査・情報収集対象：中国の一带一路構想、日本のインド太平洋構想に関する ASEAN の反応について、タイの国際政治、安全保障、地域研究の専門家を対象に協議を行った。

●主な協議相手とテーマ：

【主な協議相手】アメリカ元海軍戦略広報部長 Kerry Gershaneck

【テーマ】中国の一带一路構想、日本のインド太平洋構想に関する ASEAN の反応、等。

●内容、成果の概要：中国の一带一路構想、日本のインド太平洋構想に関する ASEAN の反応について、現地有識者とオフレコの意見交換を行った。

●その他特記事項：

タイの国際政治、安全保障、地域研究の専門家と、中国の一带一路構想、日本のインド太平洋構想に関する ASEAN

の反応、などに関する率直な協議を行うことで、当該テーマに関するタイおよびASEANの見解を理解することができ、本事業を進める上で大変重要な知見を得ることができた。また、本件調査を通じて、タイの有識者および主要な研究機関との研究交流がさらに強化されたことも重要な成果といえる。

▶第5回調査出張

●日程、出張先国名／都市名：2019年7月25～28日、ベトナム・ハノイ

●訪問先：ベトナム社会科学院、ベトナム外交学院など

●主な調査・情報収集対象：南シナ海の海洋安全保障、中国の海洋進出、一帯一路構想に関して、ベトナムの有識者を対象に協議を行った。

●主な協議相手とテーマ：

【テーマ】中国の海洋進出などに対するベトナムの反応など

テーマ：南シナ海の海洋安全保障、中国の一帯一路構想等

●内容、成果の概要：ベトナム社会科学院およびベトナム外交学院という、ベトナムの対外政策に影響力をもつ専門家たちと、南シナ海の海洋安全保障、中国の海洋進出、一帯一路構想に関してベトナムがどのようにとらえ、どう対応しようとしているのか等について協議を行った。

▶第6回調査出張

●日程、出張先国名／都市名：2019年9月15～17日、中国／北京

●訪問先：中国社会科学院など

●主な調査・情報収集対象：メコン地域の地域秩序、メコン地域における多国間協力に関して、中国およびメコン地域諸国の有識者を対象に協議を行った。

●主な協議相手とテーマ：

【主な協議相手】 Marcus Dubois King, Associate Professor and Director, Master of Arts in International AJohn O. Rankin, Elliott School of International Affairs, The George Washington University, USA, Lee Lai To, Senior Professor and Director, Asian Research Center for International Development, Mae Fah Luang University, Thailand, Khin Zaw Win Director, Tampadipa Institute, Myanmar, Madam Kaymany ORABOUNE, Deputy Director General, Ministry of Foreign Affairs, Institute of Foreign Affairs, Laos, Neak Chandarith, Director, Cambodia 21st Century Maritime Silk Road Research Center Royal University of Phnom Penh, Cambodia, Guo Yanjun, Professor and Director, Institute of Asian Studies at China Foreign Affairs University, Bi Shihong, Professor, School of International Studies, Yunnan University, China, Cai Yanpeng, Professor, Beijing Normal University, Fan Shouzheng, Associate Professor, People's Public Security University of China, Guan Yayi, Research Fellow, Chinese Center for Disease Control and Prevention, Hu Wenjun, Professor, Center for Economic And Technical Exchange, the Ministry of Water Resource of P.R.China, Lin Zhiliang, Associate Professor, Guangxi University, Liu Chuanhong, Professor, School of Public Administration, Chinese University of Geosciences (Wuhan), Lv Xing, Associate Professor, Institute of International Relation, Yunnan University, Tang Chong, Associate Professor, School of International Studies, Jinan University, Wang Zhifang, Professor, Chinese Academy of International Trade and Economic Cooperation, Wei Yu, Ph. D, Beijing Forestry University, Ye Hailin, Professor and Deputy-Director, NIIS, CASS, Zhang Zhe, Director, Lancang-Mekong Integrated Law Enforcement and Security Cooperation Center, Zhu Zhenming, Professor, Yunnan Academy of Social Sciences など

【テーマ】メコン地域の地域秩序、メコン地域における多国間協力、等

●内容、成果の概要：中国社会科学院主催の国際シンポジウム「Non-traditional Security Cooperation in the Lancang-Mekong Cooperation Mechanism」に参加し、主に中国、米国、ミャンマー、カンボジア、タイ、ラオスの有識者との間で、メコン地域の地域秩序、メコン地域における多国間協力などについて協議を行った。

●その他特記事項：

主に中国、米国、ミャンマー、カンボジア、タイ、ラオスの国際政治、地域研究、アジアの政治・経済などを専門

とする研究者たちと、メコン地域の地域秩序、メコン地域における多国間協力などに関する率直な協議を行うことで、メコン地域に対する各国の思惑などに関して多角的な分析を行うことができ、本事業を進める上で大変重要な知見を得ることができた。また、本件調査を通じて、中国、米国、ミャンマー、カンボジア、タイ、ラオスの有識者および主要な研究機関との研究交流がさらに強化されたことも重要な成果といえる。

▶第7回調査出張

- 日程、出張先国名／都市名：2019年9月16～19日、インドネシア／ジャカルタ、シンガポール、ベトナム／ハノイ
- 訪問先：インドネシア大学、ベトナム社会科学院など
- 主な調査・情報収集対象：中国の一带一路構想、日本のインド太平洋構想に関するASEANの反応について、インドネシア、ベトナム、シンガポールの有識者を対象に協議を行った。
- 主な協議相手とテーマ：
【主な協議相手】インドネシア CSIS Gilang Kembara 研究員、ベトナム社会科学院日本研究部長 Phan Cao Nhat Anh 氏
【テーマ】中国の一带一路構想、日本のインド太平洋構想に関するASEANの反応、等
- 内容、成果の概要：中国の一带一路構想、日本のインド太平洋構想に関するASEANの反応について、インドネシア、ベトナム、シンガポールの有識者と協議を行った。
- その他特記事項：
インドネシア、ベトナム、シンガポールの国際政治、安全保障、地域研究の専門家と、中国の一带一路構想、日本のインド太平洋構想に関するASEANの反応、などに関する率直な協議を行うことで、当該テーマに関するそれぞれの国家の見解を知り、ASEAN全体の見解への理解も深まった。これらは、本事業を進める上で大変重要な知見である。また、本件調査を通じて、インドネシア、ベトナム、シンガポールの有識者および主要な研究機関との研究交流がさらに強化されたことも重要な成果といえる。

▶第8回調査出張

- 日程、出張先国名／都市名：2019年9月20～22日、中国／上海
- 訪問先：上海外国語大学中日韓研究センターなど
- 主な調査・情報収集対象：中国の一带一路構想、日中韓三国関係、東アジアの地域秩序について、中国および韓国の有識者を対象に協議を行った。
- 主な協議相手とテーマ：
【主な協議相手】喬文日中韓三国協力事務局経済部長、SHU Choo Suk 韓国国防研究院安全保障研究センター責任研究員、張勇中国社会科学院日本研究所外交研究室副主任、SHIN Sang Jin 光伝大学校教授、廉徳瑰・上海外国語大学日中韓協力研究センター所長など
【テーマ】日中韓協力、一带一路構想、自由で開かれたインド太平洋構想、東アジアの地域秩序、等
- 内容、成果の概要：上海外国語大学日中韓協力研究センター主催の国際シンポジウム「日中韓協力と東アジア平和」に参加し、主に中国、韓国の有識者との間で、日中韓協力、一带一路構想、自由で開かれたインド太平洋構想、東アジアの地域秩序について協議を行った。
- その他特記事項：
中国、韓国の国際政治、地域研究、アジアの政治・経済などを専門とする研究者たちと、日中韓協力、一带一路構想、自由で開かれたインド太平洋構想、東アジアの地域秩序などに関する率直な協議を行うことで、それらに対する多角的な分析を行うことができ、本事業を進める上で大変重要な知見を得ることができた。また、本件調査を通じて、中国、韓国の有識者および主要な研究機関との研究交流がさらに強化されたことも重要な成果といえる。

▶第9回調査出張

- 日程、出張先国名／都市名：2019年12月28～2020年1月1日、タイ／バンコク
- 訪問先：タイ台湾代表処、マヒドン大学など

●主な調査・情報収集対象：東アジア情勢について、台湾、タイの国際政治、安全保障、地域研究の専門家を対象に協議を行った。

●主な協議相手とテーマ：

【主な協議相手】Sunanta Klibthong Mahidol 大学教授、Kerry Gershaneck アメリカ元海軍戦略広報部長

【テーマ】東アジア情勢全般

●内容、成果の概要：東アジア情勢全般について、台湾およびタイの有識者と意見交換を行った。

●その他特記事項：

台湾およびタイの国際政治、安全保障、地域研究の専門家と、東アジア情勢全般について率直な協議を行うことで、それらに対する台湾およびタイの見解を理解することができ、本事業を進める上で大変重要な知見を得ることができた。また、本件調査を通じて、台湾およびタイの有識者および主要な研究機関との研究交流がさらに強化されたことも重要な成果といえる。

▶第10回調査出張

●日程、出張先国名／都市名：2020年1月18～20日、中国／北京

●訪問先：現地の有識者、政府関係者等。

●主な協議相手とテーマ：今後の国際再秩序、東アジア情勢に関して

【テーマ】最近の日中関係等

●内容、成果の概要：今後の国際再秩序、東アジア情勢に関して、現地の有識者とオフレコの意見交換をおこなった。

(3)海外シンクタンクとの連携

以下のとおり、1回の海外シンクタンクとの連携（セミナーなど）を実施した。なお、他に西シドニー大学との共催で、国際シンポジウム「新しい国際秩序とインド太平洋」を開催しているが、その詳細は「(4)公開の主催／共催シンポジウム」に記載しているため、本項目では割愛する。

▶日中有識者セミナーの開催

●日時、場所：2019年9月30日16時～18時、日本国際フォーラム会議室

●相手シンクタンク名：中共中央党校国際戦略研究院

●テーマ：「中米競争を背景にした日中関係の行方」、「日中間 FTA 構築の未来と障害」、「米国の INF 条約離脱の影響」、等

●参加者：中共中央党校国際戦略研究院より3名の研究員

秋田 浩之 日本経済新聞コメンテーター

浦田秀次郎 早稲田大学大学院教授

河合 正弘 東京大学特任教授・日本国際フォーラム上席研究員

増田 雅之 防衛省防衛研究所主任研究官など22名

●議論／研究内容の概要：「中米競争を背景にした中日関係の行方」、「中日韓 FTA 構築の未来と障害」、「米国の INF 条約離脱の影響」について協議を行った。

●その他特記事項：

中国の政治、外交政策などに大きな影響力をもつ中共中央党校国際戦略研究院の3名の研究員と「中米競争を背景にした中日関係の行方」、「中日韓 FTA 構築の未来と障害」、「米国の INF 条約離脱の影響」等をテーマに率直な議論を行えたことは、日本の海洋戦略を検討する本事業において必須である中国の対外政策を理解する上で極めて有益な知見を得ることができた。また、中共中央党校国際戦略研究院は、まだ日本国内ではあまりコンタクトをとることができていない研究機関であり、当フォーラムが、同研究院との研究交流において先鞭をつけることができたことは、今後の日本の研究機関にとっても有益なものとなるだろう。

(4) 公開の主催／共催シンポジウム

以下のとおり、2回の公開シンポジウムを実施した。

▶国際シンポジウム「新しい国際秩序とインド太平洋」の開催

- 日程、場所：2019年12月6日18時30分～20時30分、国際文化会館「講堂」
- テーマ：「新しい国際秩序とインド太平洋」を全体テーマに、「インド太平洋の展望と課題」、「アジアの海洋秩序構築に向けて」の2つのセッションで議論を行った。プログラムについては以下のとおり。

国際シンポジウム International Symposium	
「新しい国際秩序とインド太平洋」 "New World Order and the Indo-Pacific"	
2019年12月6日／6 December 2019 国際文化会館「講堂」／"Lecture Hall," International House of Japan	
共催／Co-sponsored by 日本国際フォーラム／The Japan Forum on International Relations (JFIR) 西シドニー大学／Western Sydney University 後援／Supported by グローバル・フォーラム／The Global Forum of Japan (GFJ)	
2019年12月6日（金）／Friday, 6 December 2019 国際文化会館「講堂」／"Lecture Hall," International House of Japan	
開会／Opening	
18:30 – 18:40	
開会挨拶（5分間） Opening Remarks (5min.)	渡辺 繭 日本国際フォーラム理事長 WATANABE Mayu, President, JFIR
セッション I ／Session I インド太平洋の展望と課題 Free and Open Indo-Pacific: Prospects and Challenges	
18:40 - 19:35	
議長 Moderator	伊藤 剛 明治大学教授 / 日本国際フォーラム理事・研究主幹 ITO Go, Professor, Meiji University / Director and Director of Research, JFIR
報告A（10分間） Presenter A (10min.)	佐藤 考一 桜美林大学教授 SATO Koichi, Professor, J.F. Oberlin University
報告B（10分間） Presenter B (10min.)	マークス・カーム ドイツ国際政治・安全保障研究所上席研究員（ドイツ） Markus KAIM Senior Fellow, German Institute for International and Security Affairs (SWP) (Germany)
報告C（10分間） Presenter C (10min.)	ピーター・モーク 西シドニー大学上級講師（オーストラリア） Peter MAUCH Senior Lecturer at Western Sydney University (Australia)
自由討議（25分間） Free Discussions (25min.)	出席者全員 All Participants

セッションⅡ / Session II		アジアの海洋秩序構築に向けて Towards Building a Maritime Order in Asia	
19:35 - 20:20			
議長 Moderator	伊藤 剛 明治大学教授 / 日本国際フォーラム理事・研究主幹 ITO Go, Professor, Meiji University / Director and Director of Research, JFIR		
報告A (10分間) Presenter A (10min.)	金 永明 上海社会科学院中国海洋戦略研究センター主任 (中国) JIN Yongming, Professor, the Institute of Law of Shanghai Academy of Social Sciences (China)		
報告B (10分間) Presenter B (10min.)	渡辺 紫乃 上智大学教授 WATANABE Shino, Professor, Sophia University		
自由討議(25分間) Free Discussions (25min.)	出席者全員 All Participants		
閉会 / Closing			
20:20 - 20:30			
閉幕挨拶 (10分間) Closing Remark (10 min.)	伊藤 剛 明治大学教授 / 日本国際フォーラム理事・研究主幹 ITO Go, Professor, Meiji University / Director and Director of Research, JFIR		

●主な参加者, 参加人数 (参加人数については一般参加者も含む)

渡辺 繭 日本国際フォーラム理事長

伊藤 剛 明治大学国際関係研究所長・教授 / 日本国際フォーラム理事・研究主幹

佐藤 考一 桜美林大学教授

渡辺 紫乃 上智大学教授

Markus KAIM ドイツ国際政治・安全保障研究所上席研究員 (ドイツ)

Peter MAUCH 西シドニー大学上級講師 (豪州)

JIN Yongming 上海社会科学院中国海洋戦略研究センター主任 (中国)

Purnendra JAIN アデレード大学教授 (インド)、等総勢 59 名

●議論内容の概要

シンポジウムでは、各セッションの報告および自由討議で活発な議論が行われたが、そのうち、特に注目される発言は以下のとおりであった。

- ・ここ数年、「インド太平洋」という地理的・戦略的概念が注目を集めているが、「自由で開かれたインド太平洋」という概念の内実について、関係各国間のコンセンサスは得られていない。
- ・「一帯一路」は「運命共同体」を唱えているが、法律を軽視した擬似中華秩序に向かうリスクがある。他方、「自由で開かれたインド太平洋」は、法の支配やシーレーンの安全を重視するが、これは中国との間で国際法上の島の定義や漁業権の問題を巡り、意見の対立が見られる分野である。この点については、海上状況認識をすり合わせるための情報共有センターの設立を提案したい。
- ・インド太平洋における NATO の役割だが、欧州が当該地域で軍事的な役割を果たすことはない。というのも、「一帯一路」に関わる国々や中東欧の一部の国々は、中国との関係を重視しており、NATO の対中国的要素には否定的だからだ。また、米国が長年呼びかけている「航行の自由作戦」について、ドイツは参加によるメリットを加味し、近い将来寄与することになると思うが、それはあくまでも NATO の枠組ではなく、より緩やかな形を取るだろう。
- ・現在のオーストラリアの政策方針であるが、2013 年に国防白書の中で、「インド洋と太平洋が戦略的な弧でつながっている」と指摘され、その後、2017 年には、外交政策白書の中で、オーストラリアの国益が「インド太平洋」地域と結びつけられた。こうして、「インド太平洋」という概念は、左派の労働党にとどまらず、右派の自由党にも広がり、政治指導者の間で熱を帯びた話題になっていった。他方、注意すべきは、この概念が我々国民には全く浸透

していないことだ。この問題を克服するためには、政治家自身が「インド太平洋」という概念を一般的に受容されるべく、指導力を発揮しなければならない。

・これからのアジアの新しい海洋秩序に向けた一つのアイデアとして、「アジア海洋運命共同体」を構築することを提案したい。この目的を達成するために、4つの心得が必要となる。すなわち、①海洋秩序に関する既存のルールの遵守、②国際社会が協力してルールを補完していくというプロセスの重要性、③アジア諸国が今後の海洋秩序において中心的な役割を担うという気概、④国際社会が納得できるルール構築、である。

・2010年12月に中国とカンボジアが協定を結び、中国の「一帯一路」のプロジェクトとして、シヌアークビルの経済特区開発が決まった。人口約16万人の小さな都市であるが、その半分以上が中国人だと言われるほど中国色が濃い街になった。中国は単に経済特区を作るだけでなく、空港、港湾、リゾートをセットで開発している。もはや中国は「ビジネスモデル」として海洋インフラ建設を進めているように見える。

・「インド太平洋」は多国間、「一帯一路」は実質的に中国一国が主導しており、双方を実現させるためには、いかなる調整や協調が必要なのか、を真剣に考えなければならない。そのためには本「対話」などの議論を通じて、今後、共同できる具体的な分野、事項を探ることが何より肝要である。

●その他特記事項：

西シドニー大学などと共催で、ドイツ、豪州、中国、インドなどから専門家を招聘し、米中対立の高まりを受けて既存の国際秩序が大きく揺らぎ、海洋を巡る国家間の競争が激化しているなか、我が国が提唱している「自由で開かれたインド太平洋」構想の進展に向けていかなることがなしうるのか、活発な議論を行い、本事業の進展に重要な知見を得ることができた。特に、公開のシンポジウムで、中国の専門家を交えてインド太平洋を議論するという事は難しいことではあったが、当日は率直で忌憚のない発言が多くなされ、有益であった。また当日は、海洋分野にとどまらず、国際政治、地域研究などの研究者や大学教授、省庁関係者、企業、海上自衛隊、マスメディアなど広範囲の方々に参加されたが、これらの方々によって自由討議では活発な議論が行われたことも、当方の事業にとって有益な知見を得ることができた。また、こうした視点による取り組みは、海外側からも高い関心を寄せられ、当日は米国、中国、ロシア、インドの他、中南米、欧州、中東、アフリカという世界全体を網羅した在京の複数の大使館からも参加し、日本の取り組みを国内外に伝えることにも大いに寄与した。



シンポジウムの模様

▶「世界の深層」の開催

●日程、場所：2020年3月19日18時30分～20時30分、ホテルオークラ東京「メイプル」

●テーマ：インド太平洋が切り開く21世紀世界

●主な参加者、参加人数(参加人数については一般参加者も含む)

トニー・アボット元豪州首相等約80名

●議論内容の概要：

インド太平洋が切り拓く21世紀世界」をテーマに、特別ゲストのトニー・アボット元豪州首相などから基調講演を受けた。

(5)その他

(イ) ヒアリング調査

本事業では、事業の進捗状況などに応じて随時外部有識者にインタビューなどを実施したが、その主な5回の協議を以下のとおり記載する。

▶第1回ヒアリング

●日時、場所：2019年5月10日16時～17時、都内

●テーマ：中国の海洋進出および一帯一路構想におけるフィリピンの対応

●ヒアリング相手：Celia M. REYES フィリピン開発研究所理事長

●議論／研究内容の概要：中国の海洋進出および一帯一路構想におけるフィリピンの対応、また日本への海洋協力に対する期待について協議を行った。

●その他特記事項：

フィリピンの主要シンクタンクであるフィリピン開発研究所の理事長と中国の海洋進出および一帯一路構想におけるフィリピンの対応、また日本への海洋協力に対する期待について聴取することができたことは、ASEANに対する中国の海洋進出がどのようになっているのか、またそれに対するASEAN側の関心や動向など知るうえで貴重な会合となった。また、本件を通じて、フィリピン開発研究所との研究交流の関係強化がなされたことも重要であった。

▶第2回ヒアリング

●日時、場所：2019年5月10日17時～18時、都内

●テーマ：南シナ海における海洋安全保障、中国の一帯一路構想におけるミャンマーの対応、また日本の自由で開かれたインド太平洋構想に対する期待

●ヒアリング相手：U Kyaw Myaing ミャンマー戦略国際問題研究所顧問

●議論／研究内容の概要：南シナ海における海洋安全保障、中国の一帯一路構想におけるミャンマーの対応、また日本の自由で開かれたインド太平洋構想に対する期待について協議を行った。

●その他特記事項：

ミャンマーの外交政策に影響力をもつミャンマー戦略国際問題研究所の顧問と南シナ海における海洋安全保障、中国の一帯一路構想におけるミャンマーの対応、また日本の自由で開かれたインド太平洋構想に対する期待について聴取することができたことは、ASEANに対する中国の一帯一路構想がどの程度浸透しているのか、またそれに対するASEAN側の関心や動向など知るうえで貴重な会合となった。また、日本の自由で開かれたインド太平洋構想がASEANでどのように認識され、また期待があるのかについて聴取することができ、本事業の進展に有益な知見を得ることができた。本件を通じて、ミャンマー戦略国際問題研究所との研究交流の関係強化がなされたことも重要であった。

▶第3回ヒアリング

●日時、場所：2019年5月11日8時～9時、都内

●テーマ：中国の海洋進出および一帯一路構想におけるシンガポールの対応、日本の自由で開かれたインド太平洋構想に対する期待

●ヒアリング相手：Peng Er LAM シンガポール国立大学東アジア研究所主任研究員

●議論／研究内容の概要：中国の一带一路構想におけるシンガポールの対応、また日本の自由で開かれたインド太平洋構想に対する期待について協議を行った。

●その他特記事項：

シンガポールの主要研究機関であるシンガポール国立大学東アジア研究所の主任研究員と中国の一带一路構想におけるシンガポールの対応、また日本の自由で開かれたインド太平洋構想に対する期待について聴取することができたことは、ASEAN に対する中国の一带一路構想がどの程度浸透しているのか、またそれに対する ASEAN 側の関心や動向など知るうえで貴重な会合となった。また、日本の自由で開かれたインド太平洋構想が ASEAN でどのように認識され、また期待があるのかについて聴取することができ、本事業の進展に有益な知見を得ることができた。本件を通じて、シンガポール国立大学東アジア研究所との研究交流の関係強化がなされたことも重要であった。

▶第4回ヒアリング

●日時、場所：2019年11月28日20時～21時、都内

●テーマ：韓国の新南方政策、日韓協力など

●ヒアリング相手：CHOE Wongi 韓国国立外交院安全保障研究所 ASEAN インド研究センター長

●議論／研究内容の概要：韓国の新南方政策、日韓協力などについて協議を行った。

●その他特記事項：

韓国外交部と関係が深い韓国国立外交院安全保障研究所の研究員と韓国の新南方政策、また今後の日韓関係や協力について聴取することができたことは、韓国がどのような海洋政策をとろうとしているのか、また海洋秩序をどのように認識しているのか、日韓関係をどうしようとしているのか、などについて、知見を得ることができた。本件を通じて、韓国国立外交院安全保障研究所との研究交流の関係強化がなされたことも重要であった。

▶第5回ヒアリング

●日時、場所：2020年1月17日14時～15時30分、都内

●テーマ：日中協力の可能性、「第5の政治文書」についてなど

●ヒアリング相手：王鍵（WANG jian）中国社会科学院近代史研究所研究員

●議論／研究内容の概要：日中協力の可能性、「第5の政治文書」などについて協議を行った。

●その他特記事項：

中国の主要シンクタンクである中国社会科学院近代史研究所の研究員と、日中協力の可能性や「第5の政治文書」をどう検討するかについて意見交換し、同内容に関する知見を得ることができた。本件を通じて、中国社会科学院近代史研究所との研究交流の関係強化がなされたことも重要であった。

(ロ) 『成果報告書』の作成

前述の成果をもとに、各研究メンバーの論考および事業の成果を収録した『成果報告書』を作成した。なお、同『報告書』は日本国際フォーラムのホームページをつうじて全文を公開する。



4. 事業の成果（公開部分。ページ制限なし）

(1) 本事業全体の成果

本事業は、国際法の遵守による「開かれ安定した海洋」の維持が困難になっている現在の国際社会において、アジアで安定した海洋秩序を定着させるために、日本としてとるべき海洋政策への新たな戦略的指針を提示することを最終目的に実施している。

その目的を達成するために、本事業は、有事の際にも実施可能な海洋問題をめぐる対話制度を確立するための方策を探ること、海洋における「法の支配」確立のための方策を探り当てること、域内各国に対し、国際法秩序遵守へのインセンティブを付与するためのあり方を探ること、そしてそれら取組が制度的に定着しうるための域内諸国の能力構築支援のあり方を探ること、に焦点を当てて調査・研究を行い、その成果を論考および提言として取りまとめようとするものである。3年目は、1および2年目の成果を踏まえて、それら焦点における国際社会の現状と課題、また関連する主要国の戦略・政策、認識、さらに中国による「一帯一路」構想、米国やインドによる「インド太平洋」の構想、わが国の「自由で開かれたインド太平洋」構想における各国の反応などの調査・研究を念頭におき、前述の「3. 事業の実施状況」に記載の調査・研究活動を実施し、日本としてとるべき海洋政策への新たな戦略的指針を取り纏め、またその成果の普及に努めた。それらは、いずれも想定を超える成果を得ることができたところ、具体的には以下のとおりである。

(イ) 当フォーラムの調査・研究能力の強化

本事業をつうじて、前述の本事業で焦点を当てている諸課題に関する国際社会の現状と課題、特に関係各国の戦略・政策、基本的な認識、さらに中国による「一帯一路」構想、米国やインドによる「インド太平洋」の構想、わが国の「自由で開かれたインド太平洋」構想に対する各国の反応などについての知見を得ることができた。それらは、本事業で実施した各メンバーの調査・研究とともに、定例研究会合、中国から専門家を招いて開催した国際セミナー、中国、欧州、豪州、インドなどから専門家を招いての国際シンポジウム、調査出張、国内でのヒアリング調査によって得ることができた。

定例研究会合では、中国の国際海洋法の専門家、国際政治・経済、また地域研究の専門家より、米中対立を含む最近の国際情勢、各国の海洋戦略・政策、またその背景にある国際社会、地域、各国の内情などについて聴取するとともに意見交換を行った。特に中国の国際海洋法の専門家からは、中国が国際海洋法やUNCLOSをどのように認識し、自国の海洋戦略・政策をとろうとしているのか意見交換ができた。他に、研究メンバー間で、日本の海洋戦略・政策のあり方を探った。それらによって、海洋問題をめぐり中国と今後どのように付き合うべきか、現在の国際社会の海洋問題の現状と課題、特に今後国際法が遵守された海洋秩序を構築していくための課題についての知見を得ることができた。

調査出張では、ASEAN（タイ、ベトナム、インドネシア、シンガポール、マレーシア）、中国、カナダ、オーストラリアを訪ね、現地で海洋問題にかかわる研究者や省庁関係者などの実務者より聴き取り調査を行うことで、それら地域の最新動向についての知見を得ることができた。それらによってASEAN諸国が中国の「一帯一路」構想、米国、インド、オーストラリアの「インド太平洋」への戦略にどのように向き合い、日本の「自由で開かれたインド太平洋」構想にどのような期待があるのか、現地でなければ得られない貴重な知見を得ることができた。ほかに中国では中国社会科学院主催の国際シンポジウム「Non-traditional Security Cooperation in the Lancang-Mekong Cooperation Mechanism」、上海外国語大学中日韓研究センター主催の国際シンポジウム「日中韓協力と東アジア平和」、にそれぞれパネリストとして登壇し、招かれている世界各国のパネリストや参加者たちに、本事業の成果を報告するとともに、そうした場でなければ得られない貴重な意見や知見を得ることができた。また、他の調査出張においても、それぞれの研究機関において、非公開のセミナー形式による協議を行い、日本の考えを示すとともに、相手側より忌憚のない意見を聞くことができ、大きな成果を得ることができた。またそれらの相手先の有識者、大学、研究機関との間で、新しい関係を構築できたことも大きな成果である。

国際シンポジウムは、ドイツ、豪州、中国、インドなどより専門家を招き、西シドニー大学と共催で、12月6日に東京で開催した。「新しい国際秩序とインド太平洋」を総合テーマに、米中対立の高まりを受けて既存の国際秩序が大きく揺らぎ、海洋を巡る国家間の競争が激化しているなか、我が国が提唱している「自由で開かれたインド太平洋」構想の進展に向けていかなることがなしうるのか、活発な議論を行った。このことによって、「自由で開かれたインド太平洋」構想および中国の「一帯一路」構想などについて、関係する各国がどのように認識し、また何が期待されているの

かなどについての知見を得るとともに、アジアの海洋秩序のあり方を検討するための知見を得ることができた。また、シンポジウムには著名な研究者、大使館関係者、省庁関係者から学生まで59名が参加したが、自由討議の際にはこうした有識者からも多くの提案がなされ、今後の研究の参考になるとともに、国内外の有識者との関係強化、および共催した国内外の研究機関との関係強化にもつながった。特に、当日は米国、中国、ロシア、インドの他、中南米、欧州、中東、アフリカという世界全体を網羅した在京の大使館から参加者を得て、日本の主張を世界に伝えることにも貢献することができた。

フィリピン、ミャンマー、シンガポール、韓国、中国、また国内の専門家などを行ったヒアリング協議では、それら地域の主に海洋問題に関する現地動向だけでなく、それぞれの国の研究機関による研究状況や今後の日本との研究交流の可能性などについても協議を行うことができ、専門的な知見を得るだけにとどまらず、研究機関同士のネットワーク構築としても大きな成果を得ることができた。

なお、本事業に対しては、国内外から高い評価が寄せられ、特に海外からは、3年間で実施した事業で直接関係がなかった複数のシンクタンクからも高い関心が寄せられており、そうした評価は、今後の当方の研究活動に大いに貢献してくれるだろう（なお、国内および海外シンクタンクとの連携が強化については、「4. 事業の成果」の（2）および（3）を参照）。

（ロ）社会への発信

上述の国際シンポジウムなどにおいて、内容をホームページなどで公開することによって、次のような社会への発信を実施することができた。

当方主催のもと、12月6日に東京で開催した「国際シンポジウム：新しい国際秩序とインド太平洋」では、その案内が当フォーラムホームページの他、「アジア政経学会」のホームページなどで広報された。会議の内容については、当フォーラムホームページのなどにて報道され、広く世の中で紹介された。

以上の他に、本事業で実施した研究会合やシンポジウムの報告内容などは、当フォーラムのホームページにて公開されている。また本事業に係わる会議の成果については、当フォーラムの広報ツールを通じて十分な広報活動を実施することができた（詳細は「5. 事業成果の公表」を参照）。

（ハ）外交政策に立案・遂行において重要な知見の獲得

本事業では、本事業をつうじて得た知見をもとに、日本としてとるべき海洋政策に関する提言を取り纏め、さらに「海洋安全保障情報共有センターの設立」、「海洋インフラ投資」、「海洋環境保全」、「海洋秩序を巡る規範外交」などを扱った論考の取りまとめを行い、それらを『成果報告書』に収録し広く公表した。これらは当フォーラムのみならず、日本の外交政策の立案・遂行において重要な知見となるものである。また、『成果報告書』は、日本国際フォーラムのホームページで全文掲載し、事業の成果を広く世の中に広報する。このことは、日本国内における同分野の研究の進展に貢献できるだろう。

（2）本事業を通して達成された国内シンクタンクとの連携強化

上述の（1）の成果も踏まえつつ、本事業の国際シンポジウム、セミナー、また調査出張などをつうじて、国内シンクタンクとの連携強化ができた。12月6日に東京で開催した「国際シンポジウム：新しい国際秩序とインド太平洋」をはじめ、それらの会合には、大学所属の研究所、防衛研究所などからの参加者も多数参加し、議事録作成などの支援を受けるなどし、連携してもらった。本事業をつうじて構築されたこれら研究機関との連携は、当フォーラムの調査・研究機関としての能力強化、さらに海洋問題に関する国内研究機関のネットワーク構築の一端になるものであり、極めて有益な成果を得ることができた。

（3）本事業を通して達成された海外シンクタンクとの連携強化

上述の（1）の成果も踏まえつつ、本事業の国際シンポジウム、セミナーまた調査出張およびその際に実施したワークショップなどをつうじて、海外シンクタンクとの連携強化ができた。

中国については、9月15～17日中国社会科学院主催の国際シンポジウム「Non-traditional Security Cooperation in the Lancang-Mekong Cooperation Mechanism」、9月20～22日に上海外国語大学中日韓研究センター主催の国際シ

ンポジウム「日中韓協力と東アジア平和」にパネリストとして参加した。これらの参加をつうじて、主催および関係するシンクタンクとの関係構築が強まり、いずれのシンクタンクからも今後の継続した関係強化および共同研究などの申し出を受けた。また、本事業の調査出張時における訪問、東京での定例研究会合およびヒアリングなどを通じて、中国社会科学院近現代史研究所、中国社会科学院アジア太平洋グローバル戦略研究所、上海国際問題研究所、上海社会科学院中国海洋戦略研究センター、復旦大学国際関係与公共事務学院、中国国際問題研究院、中共中央党校国際戦略研究院、山東大学国際問題研究院、中国外交学院東アジア研究所、Langcang-Mekong Water Resource Cooperation Center、云南大学国際関係学院との連携強化を行い、同じく今後の継続した関係強化および共同研究などの申し出を受けている。

韓国については、韓国国立外交院安全保障研究所 ASEAN インド研究センター、韓国国防研究院安全保障研究センター、光伝大学、日中韓三国協力事務局、の研究者などと意見交換を行うなどして、同機関との連携を強化できた。具体期には、今後毎年セミナーなどを共催することの関心を寄せられている。

ASEAN については、フィリピン開発研究所、ミャンマー戦略国際問題研究所、ミャンマーTampadipa Institute、ベトナム外交学院政策戦略研究所、ベトナム社会科学院、ラオス外交学院、カンボジア国立大学 21 世紀海洋シルクロード研究センター、シンガポール国立大学東アジア研究所、ASEAN 大学連合事務局、との連携強化を行い、同じく今後の継続した関係強化および共同研究などの申し出を受けている。

北米については、本事業で関係ができたカナダのサイモンフレーザー大学、米国のジョージワシントン大学と、今後の研究交流への関心を寄せられている。

豪州については、前述のシンポジウムに参加した豪州の代表者は西シドニー大学の関係者であったが、本事業の成功を受けて、今後機関との間で、別の枠組みによるワークショップの共催などの検討を要請された。

欧州については、同じくシンポジウムに参加したドイツの参加者より、所属するドイツ国際政治・安全保障研究所より、本事業に対する強い関心が寄せられ、今後の研究交流の打診などを受けている。

以上の事業において関係した海外シンクタンクよりは、いずれも本事業の内容について高い関心が寄せられ、事業の継続、また今後の事業進展に向けた協力の申し出を受けた。さらに当方との研究交流、共同研究、情報交換などのネットワーク強化の要請も受けた。これらの成果は、今後の本事業の進展において極めて有益であるとともに、当方の調査研究能力を向上させ、さらに国際的なシンクタンク・ネットワークの拡充にも寄与するものであり、非常に有益な成果を上げることができた。なお、これら本事業で特に連携強化された海外シンクタンクの一覧は以下のとおりである。また、これらはいくまでも実際にシンポジウムなどを共催するなどして関係強化が行われたシンクタンクであり、以下の一覧以外にも、例えば本事業で実施したシンポジウムなどには多くの海外シンクタンク関係者が参加していたが、いずれも当方との関係強化に高い関心が示されていたことを補足する。

- ▶中国：中国社会科学院近現代史研究所、中国社科学院日本研究センター、中国社会科学院アジア太平洋グローバル戦略研究所、上海国際問題研究所、上海社会科学院中国海洋戦略研究センター、復旦大学国際関係与公共事務学院、中国国際問題研究院、中共中央党校国際戦略研究院、山東大学国際問題研究院、中国外交学院東アジア研究所、Langcang-Mekong Water Resource Cooperation Center、云南大学国際関係学院、南京大学中国南海研究協同創新センター、中国海洋大学
- ▶韓国：韓国国立外交院安全保障研究所 ASEAN インド研究センター、韓国国防研究院安全保障研究センター、光伝大学、日中韓三国協力事務局、アサン研究所
- ▶ASEAN：フィリピン開発研究所、ミャンマー戦略国際問題研究所、ミャンマーTampadipa Institute、ベトナム外交学院政策戦略研究所、ベトナム社会科学院、ラオス外交学院、カンボジア国立大学 21 世紀海洋シルクロード研究センター、シンガポール国立大学東アジア研究所、ASEAN 大学連合事務局
- ▶欧州：ドイツ国際政治・安全保障研究所
- ▶北米：サイモンフレーザー大学、ジョージワシントン大学

(4) 本事業を通して達成された研究基盤・体制の強化

本事業は、国際法の遵守による「開かれ安定した海洋」の維持が困難になっている現在の国際社会において、アジアで安定した海洋秩序を定着させるために、日本としてとるべき海洋政策への新たな戦略的指針を提示すること、という

非常に難題なテーマを設定している。そのため、国内外の様々な研究機関、有識者、企業関係者、省庁関係者などの協力を受けながら推進したところ、本事業における当方の研究基盤およびその体制を大いに強化することができた。

具体的には、前述のとおり本事業で実施した「定例研究会合」、「ヒアリング」、「国際セミナー」、「国際シンポジウム」においては、テーマの設定から実際の報告などの一連の運営において、多くの研究機関、有識者、企業関係者からの積極的な参加を受けた。それらの専門範囲は、海洋分野、国際法、ASEAN を含むアジア太平洋地域研究、欧州地域研究、国際政治、国際政治理論、国際経済、といった多岐にわたるものであった。また、シンポジウムでは、省庁関係者や在京大使館関係者からも多くの参加を受けて、官民両レベルからの知見を得ることができた。これらによって、当方の調査・研究能力の基盤を大いに強化することができた。またこうした一連の事業の推進によって、本事業の研究メンバーおよび事務局の知見を高め、さらに能力の強化も行われ、体制の強化を行うことができた。

本事業では、以上のような実施した事業の成果として『成果報告書』を作成した。同『報告書』には、3年間にわたる本事業の研究成果として各研究メンバーからの論考、またその論考より抽出した「政策提言」を収録している。各論考の構成および主な内容は以下のとおりである。

【論考構成】

- 第1章 中国の海洋インフラ投資—中国企業による海外港湾会社へ投資動向—
- 第2章 海洋安全保障の根幹を成す海洋環境保全施策
- 第3章 南シナ海紛争に関する予防外交—海洋安全保障情報共有センターの設立提言—
- 第4章 国際海峡と日本
- 第5章 海洋秩序を巡る規範外交

第1章では、本事業の主要な焦点である国際法などが遵守された海洋秩序の構築には（国際法を遵守していない）中国による東シナ海、南シナ海での行動にどう対処するかが要点になることから、まずはその中国の海洋進出について論じた。ただその際に、中国の海洋進出について、単なる海上インフラの建設やシーレーン防衛の強化などの観点からみるのではなく、より掘り下げて分析することを試みた。具体的には、中国で2014年に「海運強国」を打ち出して以降、中国企業による港湾管理の躍進が目立っており、それがどのような実態のなかで行われているのか、事実上港湾管理を寡占している「グローバル・ターミナル・オペレーター」と呼ばれる港湾会社の動向を踏まえながら、明らかにしている。第2章では、各国の海洋安全保障政策において、近年、海洋環境保全が重要視されているが、それは海洋安全保障体制を維持するために、環境問題の議論が有効であると理解されているためでありとして、これまでの海洋環境破壊事例などを分析した。そのうえで、海洋安全保障施策として、中国の違法行為の監視や尖閣諸島海域を海洋保護区にして、環境保護・保全策を海洋安全保障に組み入れて対応することなどが提起されている。第3章では、南シナ海紛争が日本にとって対岸の火事ではなく、様々な影響を及ぼすことから、同紛争を高強度、中強度、低強度、の3つの局面の紛争に分けて分析した。その上で、ASEAN 諸国にとって最も切実な問題となっているのが南シナ海の現場での中国の嫌がらせ、すなわち低強度紛争と、環境破壊であり、これらの対応として、東南アジア地域諸国と対外対話諸国が、海洋状況を監視し、管理し、統制するための、一種の海洋安全保障アーキテクチャーを建設するための提案を行っている。第4章では、国際海峡の制度について国連海洋法条約（UNCLOS）上のような規定がなされているのか、また日本がどのように考えてきたかを考察した。シーレーンは法的な概念ではないことから、公海、領海、国際海峡といった国連海洋法条約の領域規定の基本を理解し、次に日本や中国が国際海峡、領海の軍艦航行について、どのような対応をとっているかを考察した。第5章では、米国の力と国連海洋法条約に支えられている現在のアジア海洋秩序は、中国の一方向的な現状変更とその既成事実化により、弱体化してきているが、中国が異なった解釈に基づいて現状変更を正当化していることやソフトアプローチにより他国の支持を取り付けようとしていることに鑑みると、封じ込め政策を過度に強調するのは戦略的なミスマッチだといえ、対抗するには共通の理解の強化、つまり「ルール」の解釈を明確にして規範的構造を強化することが重要であるとの認識のもと、ではどのように規範を強化すべきかについて、中国の各国に対するアプローチを分析しつつ、わが国がとるべき方策について論じた。

これらの論考は、過去3年間の本研究の主要な成果であり、それら論考の主要な一節は以下のとおりである。

【中国の海洋インフラ投資について】

・中国の海洋進出は多分野に及んでいる。2014年9月に国務院が海運業の発展促進に関する意見書を出し、「海運強国」を目指す国家戦略を打ち出して以来、中国の海運企業による対外投資と多国間経営が積極的に推奨されることになった。近年、港湾管理における中国企業の躍進が目立っている。港湾管理は、世界規模でコンテナターミナルを運営する「グローバル・ターミナル・オペレーター (Global Terminal Operator: GTO)」と呼ばれる港湾会社による寡占状態にある。世界の15大ターミナル・オペレーターのなかでもトップ5を占めるGTOのコンテナ取扱量が圧倒的に多い。2017年実績では、中国の国有企業である中国遠洋海運集団有限公司 (China Cosco Shipping Corporation Limited: COSCO Shipping) が第1位である。

・中国のターミナル・オペレーターによる海外の港湾管理は拡大している。どの国家にとっても港湾は戦略インフラであり、その運営を管理するターミナル・オペレーターはとても重要な存在である。特定の企業なり国家がターミナル・オペレーターに50%以上出資すると、その経営を支配することが可能になる。また、ギリシャのピレウス港やスリランカのハンバントタ港で中国企業が港湾の権益を取得したように、国家が経済難や過剰債務に陥った際に、打開策として港湾などの権益を売却するケースも出てきた。さらに、港湾の開発や整備への投資が十分でない国家にとっては、外資導入は手っ取り早く、魅力的な手段であろう。外国企業が出資したことで港湾が軍事転用されるとみなすのは早急だが、将来的に軍事転用されないと切り切ることできない。

・インド太平洋地域において戦略的に重要な港湾の開発やターミナル・オペレーターの出資者状況や動向を把握しておくことは、港湾の利用方法や当該国の状況を知るうえで有効な手掛かりとなりうる。今後は、中国の外交や安全保障政策、特定国との関係といった研究に加え、中国企業による海外の港湾への投資の実態といったミクロの視点からの緻密なフォローもいっそう必要になるだろう。

【海洋安全保障の根幹を成す海洋環境保全施策について】

・各国の経済を支えるシーレーンの確保を始めとした海洋警備上、防衛上の安全政策に主眼が置かれている。近年、その伏線として、海洋環境保全が重要視されている。フィリピンは、中国の様々な活動が、国連海洋法条約における海洋環境を保護、保全する義務に違反していると主張した。判決では、中国による、絶滅危惧種 (オオシャコガイ等) の採取および人工島の建設行為が条約違反であるとした。特に中国が人工島を建設するに当たり、南シナ海に面した他の国々との協力や調整を行おうとしなかったことも条約違反であると認定した。結果として、中国がスプラトリー諸島の7つの礁でおこなった人工島の建設は、海洋環境に対する甚大かつ長期的な損害を発生させたとして認定したのである。

・海洋安全保障体制を維持するためには、環境問題についての議論が有効である。そして、中国の国際法に反する行為を監視するためには、海洋安全保障における国際協力体制の構築が必要となる。

・国際的な海洋安全保障施策として中国の違反行為を監視することも必要となる。その流れの中で米国は南シナ海において「航行の自由作戦」を遂行した。

・近年、中国海警局の警備船が東シナ海の尖閣諸島海域の我が国の領海および接続水域に進入している。海上保安庁は、主権を脅かされることに対し、第11管区海上保安本部石垣海上保安部に尖閣諸島専従部隊を配置し警備にあたっている。しかし、中国警備船の進入は常態化し、荒天時以外は、同海域に進入している。また、周辺海域における中国漁船による乱獲も問題になった。

・尖閣諸島は、アホウドリなどの稀少な鳥類の営巣地として知られ、尖閣モグラなどの固有種の存在も知られている。周辺海域はウミガメやクロマグロなども生息する貴重な自然を持つ海域である。また、尖閣諸島周辺には黒潮が流れ、海洋環境の調査において重要な地域である。尖閣諸島海域を海洋保護区に指定し、尖閣諸島魚釣島に国際的な海洋および離島研究の拠点を作り、貴重な自然を保護しながら他国の無謀な行動を抑止する政策を提案したい。我が国にとって、紛争を未然に防ぐことは最大の防衛体制である。海洋保護区設定という環境保護・保全策を海洋安全保障に組み入れることを提案する。

【南シナ海紛争に関する予防外交—海洋安全保障情報共有センターの設立提言—について】

・中国は、これらの資源の存在が期待される南シナ海に引いた、九段線の内側の海域の主権を主張し、ASEAN (東南アジア諸国連合) 諸国と紛争になっている。ASEAN側の係争当事国は、いずれも日本の友好国であり、彼らと中国の間の紛争、また ASEAN 諸国間の紛争がエスカレートしたり、それによって米海軍が介入したりする事態になれば、中東から日本へ原油や液化天然ガスを運ぶ、シーレーンの安全も脅かされる。また、中国が南シナ海全域を統制した場合、中国

の海軍・海警・海上民兵の攻勢は、日中が争う東シナ海の尖閣諸島周辺海域に集中する可能性もある。したがって、南シナ海紛争は、日本にとって対岸の火事ではないのである。

・ASEAN 諸国にとって、最も数が多く、切実な問題となっているのは、南シナ海の現場での中国側の嫌がらせ、すなわち低強度紛争と、環境破壊である。

・ASEAN と中国は 2017 年 8 月に、南シナ海の行動規範 (COC) の枠組みを採択しているが、望ましい COC が実現するかどうかは、わからない。だから保険をかける必要がある。我々 (日本と ASEAN 諸国) は、海洋状況を監視、管理、統制するための一種の海洋安全保障アーキテクチャーを建設すべきなのである。第一に ASEAN の会議外交を利用し、日 ASEAN 海洋安保協力会議を、日 ASEAN 外相会議か、東アジア首脳会議 (EAS) の下に設立すべきである。第二に、ASEAN 諸国は主導権を発揮して、関係諸国 (ASEAN 加盟諸国と中国) と日米豪印などの関係する域外諸大国の外務省、海軍、海上保安機関の間の海洋状況認識 (Maritime Situational Awareness: MSA) に関するコミュニケーション・ネットワークを発展させるべきである。第三に、我々は南シナ海海洋安全保障情報共有センター (MSISC) を ASEAN 諸国の 1 つに開設すべきである。

・ASEAN は、もし、日米の影響力をより上手く使えば、中国の海洋強国政策の強い圧力の下でも、生き残ることができる。そして、中国、米国、日本に、より ASEAN の中心性を尊重させたいのであれば、繰り返しになるが、ASEAN の会議外交の中で主導権を発揮して、南シナ海海洋安全保障情報共有センター (MSISC) を含む、海洋安全保障アーキテクチャーを建設すべきである。そして、戦後、軍国主義の反省に立ち、平和主義を希求するようになった日本は、その情報技術でもって、ASEAN の友人たちを支え、海洋国家としての矜持を示すべきなのである。さらに、南シナ海 MSISC は、サブ・センターを設立するなどして、将来は東シナ海、インド洋の問題もカバーし、より大きなインド太平洋地域の海洋安全保障に貢献すべきである。

【国際海峡と日本について】

・日本は、自国の安全保障をアメリカに依存し、被爆国であってもアメリカの核の傘にはいつていたことから、UNCLOS の交渉過程や成立した UNCLOS の規程において、最大限アメリカの軍艦航行、とりわけ核兵器搭載船舶の航行について配慮していたことが伺える。それは、冷戦後も変わることはなく、今日を迎えている。

・中国は、1992 年に「中華人民共和国領海及び隣接区域法」を制定し国内法による領域を明らかにすると、UNCLOS の発効 2 年後に批准した。その後、中国の海洋政策は大きく変化し、自国管轄権領域での海洋権益の確保と国際海域における中国の影響力の確保 という二つの方向性が明確に示されるようになった。その結果が南シナ海をめぐる ASEAN 諸国とのさまざまな紛争へとつながっていく。仲裁裁判では否定されたが、歴史的な水域であるとする九段線は UNCLOS では認められていない考え方であるし、中国は軍艦での領海通航に関しては、事前の許可または通知が必要であるとの立場をとっている。

・UNCLOS は枠組み条約ともいわれるもので、領海の軍艦航行問題のように各国の実行で違うものも存在する。したがって、UNCLOS をめぐる理解について、常に研究者間で確認し、遵守を求める必要がある。また、これまでの南シナ海でみられた一方的な行動については、国際裁判の判例などを通して、国際世論によって圧力を加えることが有効であろう。仲裁裁判以降、九段線の主張はほとんどみられなくなり、武力衝突という事態は少なくとも回避されている。また、“中国” という場合に何を示すのか、国家主席、軍、党、国民、組織、さまざまに考えられることから、敵対関係を前提とせずに、その行動を見極める必要がある。

【海洋秩序を巡る規範外交について】

・中国は「一帯一路」構想を発表した。これは、中国から中央アジアを通り欧州を結ぶシルクロード経済圏と、東南アジアからアフリカ、中東、欧州へと繋がる海上シルクロードからなる構想である。経済分野で中国がイニシアチブを握りながら、インフラ投資を通じた巨大な経済圏の確立をして経済的繁栄を追求しようとする壮大な計画だ。公共財ともいえる地域銀行の設立や経済圏の建設は、自国の経済的利益の追求というよりも、国際社会と調和しながら平和的發展を図ろうとする中国の意欲の表れとも解釈できる。新たなウィン・ウィンのアイデアを提示することにより「フォロワー」を増やし他国の支持を得ようとする試みであることは否めない。

・中国は、投資だけではなく教育面でも熱心に援助を行っている。航行の安全、海洋環境や救難援助の分野での中国・ASEAN 諸国との協力関係は深化している。中国は、2016-2020 年のアクションプランの一環として、中国・ASEAN 海洋

協力センターを発足させ、2018年には中国とASEAN諸国は海軍による共同訓練を始めた。

・中国は、2011年に設立した中国・ASEAN海洋協力基金と中国政府の支援を受けて、中国・ASEAN海洋科学大学（China-ASEAN College of Marine Science）をマレーシアに設立した。現在は、学部生のみであり修士の学生はいないが、将来的にはアジア各国から千人以上のオフィシャルを受け入れて教育を行う予定であることに鑑みると、単なる教育拡充というよりは中国の「海のシルクロード」政策を支えるものだと理解できる。今後、専門知識の教授を通じて中国の考え方や影響力が広がることは十分に予想されよう。

・中国は、安全保障分野では力による現状変更を進めるものの、南シナ海での「航行の自由」の維持を言明し、経済分野では「責任ある大国」として振舞い、教育も含めた協力関係を築くなどソフトなアプローチをとる。そのため、「中国脅威論」は多くの国で共有されているが、国際社会の共通認識とはなっていない。

・中国は、国際法を自国に都合の良いように解釈して自国の行動を正当化しているため、中国の行動を単純に逸脱行動だと糾弾することはできないようにも感じる。しかし、大勢の解釈とは異なる、独自の解釈を提示して自国の行動を正当化しても、その行動が国際社会で正当だと認められるわけではない。異なる解釈の提示は、力による現状変更を必ずしも正当化するものでも、許容するものでもない。一般的な解釈と異なる独自の解釈に基づいた行動を黙認することは、さらなる行動を誘発する。小さな逸脱行動の積み重ねは、やがて既成事実となり、現在の規範の弱体化へとつながる。弱体化した規範は、異なる規範の伝播を許し、最終的には規範の変化へとつながる。たとえば、中国の一方的な現状変更を黙認することは、実力行使による現状変更は許されないという共通の理解や規範を弱体化させ、異なる理解の伝播へとつながる。異なる理解は異なる秩序へとつながる。力による現状変更が正当化される社会の登場となるのである。

・米国の力と国連海洋法条約に支えられている現在のアジア海洋秩序は、中国の一方的な現状変更とその既成事実化により、弱体化してきている。しかし、中国が異なった解釈に基づいて現状変更を正当化していることやソフトアプローチにより他国の支持を取り付けようとしていることに鑑みると、封じ込め政策を過度に強調するのは戦略的なミスマッチだといえる。対抗するには共通の理解の強化、つまり「ルール」の解釈を明確にして規範的構造を強化することが重要であろう。

以上のような論考を踏まえて、政策提言を主に以下のような内容からなる政策提言をとりまとめた。

- ・中国の国外でのインフラ建設とインフラ金融の実態を把握し、関係国と情報共有をするべき
- ・一帯一路沿線国において、誰がどのインフラを何の目的でどのように建設するのか、そのための資金は誰によって賄われるのかといった情報を幅広く正確に収集し、当該国や他の発展途上国、関係国に広く共有するべき
- ・ASEANの会議外交を利用し、日ASEAN海洋安保協力会議を、日ASEAN外相会議か、東アジア首脳会議（EAS）の下に設立すべき
- ・ASEAN諸国は主導権を発揮して、関係諸国（ASEAN加盟諸国と中国）と日米豪印などの関係する域外諸大国の外務省、海軍、海上保安機関の間の海洋状況認識（Maritime Situational Awareness: MSA）に関するコミュニケーション
- ・ネットワークを発展させるべき
- ・南シナ海海洋安全保障情報共有センター（MSISC）をASEAN諸国の1つに開設すべき
- ・日本の周辺における北西大西洋地域海計画、東南アジアでの東アジア地域海計画における環境状態の調査をすべき。

5. 事業成果の公表(ページ制限なし)

(1) 『日本国際フォーラム会報』2019年10月1日号の刊行、ホームページでの掲載、「メルマガ日本国際フォーラム」2019年11月20号による配信

●テーマ：事業で実施した定例研究会合の紹介

●執筆者：日本国際フォーラム事務局

●概要：本事業で実施した定例研究会合などの議論の概要を記載した記事を『日本国際フォーラム会報』2019年10月1日号の3頁目に掲載した。また、『日本国際フォーラム会報』2019年10月1日号は、日本国際フォーラムHPでも、次のリンクにて掲載されている。

<https://www.jfir.or.jp/j/activities/enlightenment/bulletin/104.pdf>

さらに、同会報記事の紹介を、日本語メルマガジンである「メルマガ日本国際フォーラム」2019年11月20日号に掲載して配信した。

●発信手段：郵送、HPでの掲載、メルマガジンによる配信

●国内・海外メディアでの掲載状況：特に確認できない

●他論文への引用状況：特に確認できない

●国内外の有識者／他シンクタンク／メディアからの反応：記事を読んだ国内の有識者より、本事業で進められている議論の内容への期待が寄せられた。

●配布部数／HPへのアクセス数：

印刷配布部数：3,000部

HPへのアクセス数：一日当たり3万件程度

メルマガジン購読者数：約1万人

●主な配布／発信先：主な配布、当フォーラム会員のほか、国会議員、地方自治体首長、主要企業トップ、政府高官、在外日本大使、在京各国大使、マスコミ各社、学者、評論家、シンクタンク、各地図書館など、精選されたわが国各界の指導者など

●その他特記事項：本事業の記事に関し、複数の中国のシンクタンクより関心が寄せられた。本事業では、中国の複数のシンクタンクとシンポジウムの共催や協力などを行うことができたが、これらは『日本国際フォーラム会報』による対外発信によるところが大きかった。

(2) 『日本国際フォーラム会報』2020年4月1日号の刊行、ホームページでの掲載

●テーマ：事業で実施した国際セミナーなどの紹介

●執筆者：日本国際フォーラム事務局

●概要：本事業で実施した定例研究会合などの議論の概要を記載した記事を『日本国際フォーラム会報』2020年4月1日号の3頁目に掲載した。また、『日本国際フォーラム会報』2020年4月1日号は、日本国際フォーラムHPでも、次のリンクにて掲載されている。

<https://www.jfir.or.jp/j/activities/enlightenment/bulletin/106.pdf>

●発信手段：郵送、HPでの掲載、メルマガジンによる配信

●国内・海外メディアでの掲載状況：特に確認できない

●他論文への引用状況：特に確認できていない

●国内外の有識者／他シンクタンク／メディアからの反応：記事を読んだ国内の有識者より、本事業の推進への期待が寄せられた。また、中国の海洋問題研究者より関心が寄せられた。

●配布部数／HPへのアクセス数：

印刷配布部数：3,000部

HPへのアクセス数：一日当たり3万件程度

メルマガジン購読者数：約1万人

●主な配布／発信先：主な配布、当フォーラム会員のほか、国会議員、地方自治体首長、主要企業トップ、政府高官、在外日本大使、在京各国大使、マスコミ各社、学者、評論家、シンクタンク、各地図書館など、精選さ

れたわが国各界の指導者など

- その他特記事項：本事業の定例研究会合の議論の内容について紹介した記事に関して、HPなどでそれを読んだ国内の有識者より、海洋問題への意識を国内で高めることに貢献している旨の応援をいただいた。また、中国の海洋問題の研究者から本事業への関心が寄せられた。こうした関心は、本事業をスムーズ推進することにおいて、極めて有効となった。

(3) 公開シンポジウム「新しい国際秩序とインド太平洋」の成果のホームページでの情報公開

- テーマ：「新しい国際秩序とインド太平洋」の成果公表
- 執筆者：日本国際フォーラム事務局
- 概要：本事業で実施した国際シンポジウム「新しい国際秩序とインド太平洋」について、以下のリンクのとおり掲載した。
 - ・案内状の掲載：当フォーラム HP、以下のアジア政経学会 HP で案内された。
<https://www.jaas.or.jp/dengon/message/854.htm>
 - ・会議資料の掲載：グローバル・フォーラム HP にて、本シンポジウムの会議資料を掲載した。
http://www.gfj.jp/e/dialogue/20191206_cpe.pdf
 - ・概要メモの掲載：グローバル・フォーラム HP にて、本シンポジウムの概要メモを掲載した。
http://www.gfj.jp/j/dialogue/20191206_ro.pdf

(4) 成果報告書『新段階の日本の海洋戦略－開かれ安定した海洋に向けて』の情報公開

- テーマ：本事業による成果公表
- 執筆者：研究チームおよび事務局
- 概要：本事業の3年度目の成果として、各研究メンバーによる論考、政策提言および事業の成果を収録した『成果報告書』を作成した、各種メディアを通じて公開した。
- 発信手段：HPでの掲載など
- 国内・海外メディアでの掲載状況：多数の反応を受け取ることが見込まれる。
- 他論文への引用状況：多数の反応を受け取ることが見込まれる。
- 国内外の有識者／他シンクタンク／メディアからの反応：多数の反応を受け取ることが見込まれる。
- 配布部数／HPへのアクセス数：200冊程度を予定／HPへのアクセス数：一日当たり3万件程度
- 主な配布／発信先：精選されたわが国各界の指導者など／HP閲覧者
- その他特記事項：本事業の成果として、今後様々な媒体で紹介される予定である。

6. 事業総括者による評価（2ページ程度）

※事業総括者による事業の進展、成果についての評価コメントを記載。

1) 総論

本事業は、国際法の遵守による「開かれ安定した海洋」の維持が困難になっている現在の国際社会において、アジアで安定した海洋秩序を定着させるために、日本としてとるべき海洋政策への新たな戦略的指針を提示することを最終目的としている。この目的を達成するために、本事業は、有事の際にも実施可能な海洋問題をめぐる対話制度を確立するための方策を探ること、海洋における「法の支配」確立のための方策を探り当てること、域内各国に対し、国際法秩序を遵守しなさいと「パニッシュメント」的に「〇〇してはダメ」と主張するのみならず、遵守することによってインセンティブを付与するためのあり方を探ること、そしてそれら取組が制度的に定着しうるための域内諸国の能力構築支援のあり方を探ること、さらにそれらを政策提言として取りまとめること、に焦点をあてている。

3年度目は、これらの焦点における国際社会の現状と課題を調査・研究し、かつ1～2年度の成果も踏まえて最終的な研究成果を取り纏めることを念頭に事業を実施するとともに、またその成果の普及に努めた。定例研究会合（6回）、ヒアリング調査（5回）、海外調査・および現地でのシンポジウムへの参加（19回）、国内での研究セミナー（1回）および国際シンポジウム（1回）を実施し、それらの成果をもとにメンバーそれぞれがテーマ別の論考を執筆し、調査・研究成果を打ち出すことができた。またそれらを踏まえた、政策提言も取り纏めることができた。各会合では、著名な国内外の有識者、実務者、政府関係者などの参加を得ることができ、国内外から大変な関心も受けた。また、これらの実施を通じて、海洋に関係する日本国内外の国際機関・組織、研究機関、有識者のネットワークを構築することができたことは、当フォーラムの調査・研究能力を高めただけでなく、今後の日本の同分野における研究の進展上大きな成果であった。

(2) 各論

第3年度に実施した諸活動について、具体的な成果は以下のとおりであった。まず定例研究会合において、外部講師として招いた中国における海洋国際法の専門家よりは「中国はUNCLOSをどうみているか」をテーマに報告を受けることができた。

その中でとくに注目された発言としては、「中国の法制度において、国際法の地位は憲法のなかで画一的には定められていない。そこで、国際法を国内に適用する際には、二つのルートが用意されている。一つは国際法を直接適用する方法であり、もう一つは国際法を国内法に変換する方法である。UNCLOSについては、中国は、後者の方法を採用した。UNCLOSの構成要素は、(イ)一般原則、(ロ)海域に関する制度、(ハ)海洋の機能、(ニ)海洋に関する特殊な制度、(ホ)紛争解決の制度、の5つであるが、中国が制定した海洋法も、これらに即した内容となっている。ただし、「機能」に関する法整備は追いついておらず、領海基線の設定などの課題が残っている」などである。こうした外部専門家の知見によって、日本の海洋戦略を検討する上で必須の海洋秩序の現状、主要国の政策およびその背景にある対外認識などへの理解を一層深めることにつながった。

また、メンバー間で、日本の海洋政策のあり方を議論したが、その中で特に注目された発言としては、「海洋インフラ整備（港湾、海底ケーブル等）に関するデータ整理（どこの国が何をやっているのか等）が必要であり、データ整理を通じて比較が可能となる。また、ある程度各国の債務状況の把握も必要であろう。海洋インフラ整備に関して国際的な情報交換・共有が必要であろう」、「教育および訓練を国際的に共同で行うことも重要である。近年、中国はマレーシア等に大学を創設して多数の海保職員を受け入れる計画がある。このままいけば、中国の影響下で学んだ職員が増えていくことになり、中国寄りの国家が増えていく可能性がある」、「一帯一路構想に関して中国が日本に求めているのは融資であり、本質として、中国の中国による中国のためのプロジェクトである。中国の海洋進出に関して、ルールやレジームを作るという意味で、一帯一路構想と自由で開かれたインド太平洋構想との間の対話が必要である」、「海洋の安全な航行を監視・管理するうえでも、国際機関のキャパビリティも重要になる。海の安全な航行に関わる複数の国家間で情報交換を促すように、橋渡し役を務めることが重要である」などがある。こうした議論を経て、(イ)海洋問題は国際法的アプローチによる対処およびグレーゾーンへの対処では十分に解決できない、(ロ)広く海洋安保の問題に関して、当事国でない場合にどのような対応が可能かを検討する必要がある、③一帯一路構想や自由で開かれたインド太平洋構想のように、秩序やフレームワークをどのように構築あるいは利用するのかを検討する必要がある、④日本が公共財をどのように提供するのかを検討する必要がある、⑤国際的な海洋秩序の安定化への日本の取り組みについて広報するこ

とが重要である、といった焦点が絞られ、最終的な研究成果の取りまとめに繋げることができた。

ヒアリング調査および海外調査では、中国、韓国、ASEAN、米国、カナダなどの研究者および実務者などから、海洋をめぐるそれぞれ地域の最新動向の他、最新の研究動向についての知見を得ることができた。

とくに中国については、本事業における主要な研究対象であるが、当フォーラムがこれまでの中国との研究交流を重ねてきた背景もあり、3年度目においても、中国側から積極的な研究交流の申し出がなされたり、またこちらからのアプローチに迅速に応答してくれた状況が続き、その結果、国内および現地で複数回にわたる濃密な協議を行うことができた。中国側の参加者は、いずれも中国を代表する海洋および海洋法の専門家、海洋問題および中国外交の専門家、アジア地域研究の専門家などである。それらの専門家から、海洋事情をめぐる中国の最新の見解、政策的動向、中国が考える「海洋秩序」の意味内容などについての最新の知見を得るだけでなく、当フォーラムと中国との研究交流関係がさらに強化されたことは大変有意義であった。これらは、2010年以來尖閣問題で日中交流が一時的に停止した際にも、当フォーラムが長年気付いてきたネットワークを活用し、そして外務省の支援を受けながら継続的に行ってきた日中間のトラック2外交の一定の成果といえ、政府間では協議が難しいテーマでも民間レベルであれば率直な協議を可能であることを示した好例といえる。また、その中国の影響を強く受け、わが国の自由で開かれたインド太平洋構想において重要な地域であるASEANとは、本事業において加盟する全10カ国の有識者や政府関係者と研究交流や意見交換を行うことができ、ASEAN全体としての海洋問題に対する認識、政策、中国への対応、また日本への期待などについて知見を得ることができた。限られた予算のなかで、このようにASEAN全加盟国の研究者、研究機関と何かしらの交流を行い、日本の立場を広く伝え、また今後の研究交流関係の強化ができたことは大変有意義であった。

さらに、本事業において、同じく重要な調査・研究対象である欧州、北米について、本年度において、ドイツ、カナダ、米国などの研究機関、有識者との研究交流を推進し、知的ネットワークの拡大にもつなげることができた。

このほかに**国際シンポジウム、セミナー**などでも、本事業に有益な知見を得ることができた。東京で開催した国際シンポジウムでは、ドイツ、豪州、中国、インドなどから専門家を招聘し、自由討議では忌憚のない議論を行うことができた。とかく海洋問題を討議する際、中国は常にトラブル・メーカーであり、その中国への批判合戦となって国際会議を終わることが多く、それもあって中国からのスピーカーを招聘することは次第に困難となっている。また、仮に招聘できたとしても、海洋問題を扱う国際シンポジウムでは、通り一遍の発言や感情的な発言に終始し、有意義な議論ができない場合が多々ある。しかし、上海社会科学院の金永明氏も中国の立場を主張しつつも、それを貫徹することが自国の孤立化を招くことを承知しており、他国の意見に耳を傾ける傾向を持っているのみならず、その中国の主張と共存できる路線を探ってほしいと要請してくる点で、このような意義ある国際シンポジウムが可能となる。本シンポジウムが成功したのは、一重にこれまでの当方が築いてきた各国研究機関との友好的な関係、また信頼を受けていることによるものであろう。また、当日は米国、中国、ロシア、インドの他、中南米、欧州、中東、アフリカという世界全体を網羅した在京の大使館からも参加者を得ることができ、それを参加者を通じて、世界に日本の取り組みを伝えることにも大いに寄与することができたことは、大きな成果である。

以上のような知見を踏まえて、本事業は最終的に、各研究メンバーによる**論考を執筆**し、事業概要とともに収録した『報告書』を取り纏めた。各論考は、第1章では、本事業の主要な焦点である中国の海洋進出について、単なる海上インフラの建設やシーレーン防衛の強化などの観点からみるのではなく、「グローバル・ターミナル・オペレーター」と呼ばれる港湾会社の動向を踏まえながら、明らかにしている。第2章では、近年、海洋安全保障施策として重視されている海洋環境保全の観点からその事例を分析し、環境保護・保全策を海洋安全保障に組み入れて対応することなどを提起されている。第3章では、南シナ海紛争が日本にとって対岸の火事ではなく、様々な影響を及ぼすことから、同紛争を高強度、中強度、低強度、の3つの局面の紛争に分けて分析し、その上で東南アジア地域諸国と対外対話諸国が、海洋状況を監視し、管理し、統制するための、一種の海洋安全保障アーキテクチャーを建設するための提案を行っている。第4章では、国際海峡の制度について国連海洋法条約（UNCLOS）上どのような規定がなされているのか、また日本がどのように考えてきたかを考察した。シーレーンは法的な概念ではないことから、公海、領海、国際海峡といった国連海洋法条約の領域規定の基本を理解し、次に日本や中国が国際海峡、領海の軍艦航行について、どのような対応をとっているかについて論じた。第5章では、米国の力と国連海洋法条約に支えられている現在のアジア海洋秩序が、中国の一方向的な現状変更とその既成事実化により弱体化してきているが、ではどのように規範を強化すべきかについて、中国の各国に対するアプローチを分析しつつ、わが国がとるべき方策について論じた。

これらはいずれも、本事業で焦点を当てている内容の現状と課題を確認するものとして、初年度および二年度目で得

た知見を踏まえて作成されているが、すでに本事業での推進の過程で国内外の専門家や実務家からのフィードバックを受けており、学術的でありながらも日本の実際の外交政策と乖離したものではない、日本外交にとって有益なものを生み出すことに成功した。

(3) 結論

以上のとおり、本事業3年度目においては、海洋秩序構築に向けた日本の外交的課題をめぐり、各メンバーが、個別の調査・研究に加え、国内はもとより世界各地の実務家・研究者との協議を重ねながら、重層的かつ多面的な検討を加えることができた。そうした活動を通じて得られた3年度目の成果は、各研究メンバーが執筆した論考、またそれらの内容を踏まえてまとめられた政策提言として結晶化したが、それらは事業概要とともに『報告書』に取りまとめられた。初年度から3年間にわたり得られた知見を踏まえ、また国内外の専門家や実務家からのフィードバックを受けたこれらの諸論考、政策提言は、学術的でありながらも現実の政策立案に直接裨益するものであり、日本外交への積極的な知的貢献をなしうる内容と自負できる。そして、日本の政策シンクタンクとして、当フォーラムをハブとする海洋問題に関する国際的なシンクタンク・ネットワーク構築にも貢献することができた。このように本事業は、事業開始当初の目標を十二分に達成しただけでなく、日本外交にとっても有益な知見を提供することに成功し、有意義な成果をあげることができたと評価できよう。